［２　略］ ［七ノ二十四　略］	［２　同上］ ［七ノ二十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第八十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成二十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

別表第23号　無線設備の規格コード

改正後		改正前	
項目	コード	項目	コード
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の12第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第２項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局又は設備規則第49条の６の13第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＮＲ	設備規則第49条の６の12第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第２項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局又は設備規則第49条の６の13第１項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備	ＮＲ
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第４号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ２Ｒ	設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第４号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮＲ２Ｒ
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮ２ＲＣ	設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	ＴＤＮ２ＲＣ
［略］	［略］	［同左］	［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。			